

平成29年1月26日

海 田 町 議 会
議長 久留島 元生 様

議会改革特別委員会
委員長 岡田 良訓

委員会調査報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第72条規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

1 調査事項

議会改革に関する諸問題の調査・研究

2 調査の経過

(1) 平成25年5月16日（第1回委員会）

- 議会報告会の開催方法について
- 会議規則等の勉強会について
- 議会改革特別委員会の今後の進め方について

(2) 平成25年7月23日（第2回委員会）

- 会議規則等の確認について
- 議会報告会について

(3) 平成25年9月11日（第3回委員会）

- 会議規則等の確認について
- 一般質問答弁書の取扱いについて
- 県内調査について

(4) 平成25年10月1日（県内調査）

- 議会報告会について（坂町）

- (5) 平成25年10月28日(第4回委員会)
 - 会議規則等の確認について
 - 一般質問答弁書の取扱いについて
 - 議会報告会について
- (6) 平成25年12月4日(第5回委員会)
 - 会議規則等の確認について
 - 議会報告会について
- (7) 平成26年1月16日(第6回委員会)
 - 会議規則等の確認について
 - 議会報告会について
- (8) 平成26年1月30日(第7回委員会)
 - 会議規則等の確認について
 - 議会基本条例の改正について
 - 議会報告会について
- (9) 平成26年3月18日(第8回委員会)
 - 議会報告会について
- (10) 平成26年4月22日(第9回委員会)
 - 議会報告会について
- (11) 平成26年5月12日(第10回委員会)
 - 会議規則等の確認について
 - 議会報告会について
- (12) 平成26年7月31日(第11回委員会)
 - 会議規則等の確認について
 - 議会報告会について
 - 議会だより一般質問記事への顔写真の掲載について
 - 本会議開閉会時の起立及び礼について
- (13) 平成26年10月10日(第12回委員会)
 - 議会報告会について

- (14) 平成26年11月17日（第13回委員会）
○ 議会報告会について
- (15) 平成27年2月5日（第14回委員会）
○ 会議規則等の確認について
○ 議会報告会について
- (16) 平成27年4月8日（第15回委員会）
○ 議会報告会について
- (17) 平成27年5月11日（第16回委員会）
○ 会議規則等の確認について
○ 議会改革事項について
- (18) 平成27年6月10日（第17回委員会）
○ 議会改革事項について
○ 議会報告会について
- (19) 平成27年7月9日（第18回委員会）
○ 会議規則等の確認について
○ 議会改革事項について
○ 議会報告会・意見交換会について
- (20) 平成27年9月30日（第19回委員会）
○ 議会改革事項について
- (21) 平成27年11月10日（第20回委員会）
○ 議会改革事項について
○ 議会報告会・意見交換会について
- (22) 平成27年12月16日（第21回委員会）
○ 会議規則等の確認について
○ 議会報告会・意見交換会について
○ 議会改革事項について

- (23) 平成28年2月9日（第22回委員会）
- 会議規則等の確認について
 - 議会改革事項について
- (24) 平成28年2月23日（第23回委員会）
- 海田町議会基本条例及び海田町議会委員会条例の改正案について
- (25) 平成28年3月30日（第24回委員会）
- 会議規則等の確認について
 - 議会報告会について
- (26) 平成28年5月13日（第25回委員会）
- 議会報告会・意見交換会について
- (27) 平成28年6月27日（第26回委員会）
- 議会報告会・意見交換会について
 - 議会基本条例の検証について
- (28) 平成28年7月29日（第27回委員会）
- 議会基本条例の検証について
- (29) 平成28年8月24日（第28回委員会）
- 議会基本条例の検証について
 - 決算認定の時期について
 - 予算委員会での補正予算の取扱いについて
- (30) 平成28年10月14日（第29回委員会）
- 会議規則等の確認について
 - 議会基本条例の検証について
 - 議会報告会について
 - 他団体との懇談会について
- (31) 平成28年11月14日（第30回委員会）
- 議会基本条例の検証について
 - 議会報告会について
 - 他団体との意見交換会について

(32) 平成28年11月28日(第31回委員会)

○ 他団体との意見交換会について

(33) 平成29年1月13日(第32回委員会)

○ 議会基本条例の検証について

○ 議会報告会及びPTA連合会との意見交換会について

3 調査の概要及び結果

(1) 平成25年5月16日(第1回委員会)

ア 議会報告会の開催方法について

議会報告会の開催は5月と10月の年2回とした。

イ 会議規則等の勉強会について

委員会の最初に議会事務局長が会議規則等の説明を行うこととした。

ウ 議会改革特別委員会の今後の進め方について

議会改革特別委員会の今後の進め方については、委員長一任とした。

(2) 平成25年7月23日(第2回委員会)

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 議会報告会について

・ 福山市議会報告会の見学について

福山市において開催される議会報告会については、委員会としてではなく、各自で見学に行くこととした。

・ 近隣市町の視察について

委員会として呉市議会または坂町議会へ行き、議会報告会についての研修を行うこととした。なお、行き先・日時等は委員長一任とした。

(3) 平成25年9月11日(第3回委員会)

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 一般質問答弁書の取扱いについて

一般質問一次答弁書（全文）の事前配布を執行部へ要求することとした。なお、配布時期は質問者が質問を行う直前とした。

ウ 県内調査について

坂町において、議会報告会についての調査を行うこととした。

（４） 平成２５年１０月１日（県内調査）

坂町議会の調査を実施し、議会報告会について説明を受けた後、質疑応答を行った。

（５） 平成２５年１０月２８日（第４回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 一般質問答弁書の取扱いについて

・ 配布方法について

一般質問一次答弁書の配布方法については、質問者が質問を行う直前に、事務局が当該質問者に対する答弁書を演台の上に置くこととした。

・ 議会基本条例について

議会基本条例について、答弁書の事前配布についての規定を入れる改正を行うこととした。

ウ 議会報告会について

平成２６年２月に議会基本条例及び決算についての議会報告会を開催することとした。場所は中学校区ごとの２か所とし、各回共に全議員出席のもとに行う。詳細については正副議長及び正副委員長に一任することとした。

（６） 平成２５年１２月４日（第５回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 議会報告会について

・ 報告内容として「議会の仕組み」を加えることとした。

・ 報告会の開催日は委員長一任とした。

ウ 全員協議会及び常任委員会の取扱いについて

議案等に係る執行部からの説明について、議長に全員協議会開催依頼があった際は、議長から議会運営委員会に諮問し、全員協議会又は常任委員会のどちらで受けるか等について、議会運営委員会で

判断することとした。

(7) 平成26年1月16日（第6回委員会）

- ア 会議規則等の確認について
会議規則等について確認を行った。
- イ 議会報告会について
 - ・ 報告会当日の役割分担について協議を行った。
 - ・ 今年度審議した重要案件等及び災害防止対策等調査特別委員会県外調査について、議長から報告を行うこととした。
- ウ 次回の委員会について
次回の委員会において、議会報告会リハーサル及び議会基本条例の改正案についての協議を行うこととした。

(8) 平成26年1月30日（第7回委員会）

- ア 会議規則等の確認について
会議規則等について確認を行った。
- イ 議会基本条例の改正について
議会基本条例を改正する議案を3月定例会において本委員会から提出することとした。

(9) 平成26年3月18日（第8回委員会）

- ア 報告会の反省事項について
 - ・ 参加者からの要望に対して「持ち帰って検討します」という返答は極力避けるようにすることとした。
 - ・ 質疑に対する答弁は、議会改革委員長が各所管の委員長へ適切に振るようにすることとした。
 - ・ 質疑の一覧を作成する際、参加者側の発言者名が判明している場合は発言者名を記載することとした。
- イ 町長への報告事項について
 - ・ 報告会において出された町行政に対する要望・提言等は、全て議長から町長へ文書により報告することとした。
- ウ 次回の報告会について
 - ・ 次回の報告会は5月中旬とし、内容等については委員長一任とすることとした。

(10) 平成26年4月22日（第9回委員会）

ア 議会報告会について

- ・ 当日の配席，役割分担等については，前回と同様とした。
- ・ 自治会連合会長及び各自治会長へ周知の文書を送付することとした。
- ・ 前回の報告会において出された要望等のうち，回答できなかったもの等について，報告することとした。
- ・ 資料の内容については，担当の委員長の判断により修正することとした。

イ 次回の委員会について

次回の委員会において，議会報告会リハーサルを行うこととした。

(11) 平成26年5月12日（第10回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 議会報告会の服装について

議会報告会の服装はノーネクタイ，上着着用とした。

ウ 一般質問について

一般質問について，その内容が単なる事務的な見解を質すにすぎないもの，制度の内容の説明を求めるものなどが見受けられるため，議員各自が十分に準備・検討した質問を行うべきとの意見が提起されたので，留意することとした。

(12) 平成26年7月31日（第11回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 議会報告会について

・ 質疑に対する答弁について

質疑に対する答弁は原則として所管の委員長が行い，補足が必要な場合は他の委員が行うこととした。ただし，どの委員会にも属さない事項等については，答弁できる議員が答弁することとした。

・ 次回の開催場所，回数，周知方法等について
正副議長及び委員長に一任することとした。

・ 町長への報告事項について
全ての要望事項を町長へ報告することとした。

- ウ 議会だより一般質問記事への顔写真の掲載について
9月発行号より掲載することとした。写真のデータについては事務局保管のものを使用することとした。
- エ 本会議開閉会時の起立及び礼について
全員が自席に座ったまま礼をすることとした。

(13) 平成26年10月10日（第12回委員会）

- ア 議会報告会について
 - ・ 周知方法について
老人クラブ及びPTAの関係者へ文書を送付するとともに、広報かいたにチラシの折込を行うこととした。
 - ・ 開催日時について
平成26年11月21日（金）19時からとした。
 - ・ 開催場所について
海田公民館3階視聴覚室とした。
- イ 一般質問における執行部の答弁について
一般質問における執行部の答弁の中で「検討します」というものが多いことについて、次回の委員会で議会としての対応を協議することとした。

(14) 平成26年11月17日（第13回委員会）

- 議会報告会について
 - ・ 質疑に対する回答は、所管の委員会の委員のうち、答えられる者が挙手をし、回答することを原則としたが、手が挙がらない場合は、委員長が回答することとした。なお、回答時は個人的な意見は述べず、事実だけを述べるよう注意することとした。
 - ・ 「町」の読み方については、「ちょう」に統一することとした。

(15) 平成27年2月5日（第14回委員会）

- ア 会議規則等の確認について
会議規則等について確認を行った。
- イ 次回の議会報告会について
 - ・ 開催日時は5月の土曜日又は日曜日の日中とした。
 - ・ 2部構成とし、1部を報告会、2部を意見交換会とした。
 - ・ 詳細については委員長が案を作成し、次回の委員会で諮ることとした。

- ・ 来場者にアンケートを行い、開催日時、場所、内容等についての希望をとることとした。
- ウ 議会改革に関する調査について
各議員に対し、議会改革に関する調査を行うこととした。調査票の提出期限等については委員長一任とした。
- エ 議会ホームページについて
議会のホームページに議会報告会の様子を掲載することとした。

(16) 平成27年4月8日（第15回委員会）

議会報告会について

- ・ 2部構成とし、1部を報告会、2部を意見交換会とした。
- ・ 開催日時等については、6月中旬から下旬で日程調整をすることとし、委員長に一任することとした。
- ・ 周知方法は前回と同様とした。
- ・ 予算の説明について、予算審査特別委員会委員長の説明を短くし、関係のある部分を常任委員会の委員長が説明する方法で行うこととした。

(17) 平成27年5月11日（第16回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 議会改革事項について

提出者より説明を受けた議会改革事項について、次回以降の委員会で順次協議を行っていくこととした。

ウ 議会報告会について

議会報告会の開催日時について協議した。また、次回の委員会でリハーサルを行うこととした。

(18) 平成27年6月10日（第17回委員会）

ア 議会改革事項について

反問権については、引き続き調査・検討を行うこととした。

イ 議会報告会・意見交換会について

- ・ 質疑に対する答弁は原則として所管の委員長が行うこととしたが、委員長が答弁できない場合は他の委員が行うこととした。

(19) 平成27年7月9日（第18回委員会）

- ア 会議規則等の確認について
会議規則等について確認を行った。
- イ 議会報告会・意見交換会について
 - ・ 正副委員長が自治会連合会長等の意見を聞いた上で、各自治会長との意見交換について検討することとした。
 - ・ 開会時の起立の号令については議員だけが起立するよう言い方を改めることとした。
- ウ 議会改革事項について
 - ・ 議員定数については、引き続き調査・検討を行うこととした。
 - ・ 議員の複数常任委員会への所属、予算決算常任委員会の設置については、次回の委員会までに各自調査・研究することとした。
- エ その他
議会に対する各種報告を速やかに行うよう議長を通じて執行部に申し入れることとした。

(20) 平成27年9月30日（第19回委員会）

- ア 議会改革事項について
 - ・ 複数の常任委員会への所属については、当面検討を見送ることとした。
 - ・ 予算常任委員会の設置については、他自治体の例を調査することとした。
 - ・ 議会基本条例については、年に一度検証を行うこととした。
- イ 議会報告会・意見交換会について
他自治体の成功例について調査することとした。また、次回の開催について協議した。

(21) 平成27年11月10日（第20回委員会）

- ア 議会改革事項について
予算常任委員会の設置については、任期中に結論を出すこととした。
- イ 議会報告会・意見交換会について
議会報告会・意見交換会の方向性については、後日改めて協議することとした。

(22) 平成27年12月16日（第21回委員会）

- ア 会議規則等の確認について
会議規則等について確認を行った。

- イ 議会報告会・意見交換会について
 - ・ 「町」の読み方については、「ちょう」に統一することとした。
 - ・ 報告会における報告事項については、各常任委員会において素案を作成することとした。
- ウ 会議録の作成について
会議録の作成については、まずシステムについての確認を業者に行うこととした。
- エ 議員報酬及び政務活動費の公開について
議員報酬及び政務活動費については、ホームページで公開することとした。
- オ 議会報告会・意見交換会について
議会報告会・意見交換会の方向性については、後日改めて協議することとした。
- カ 議会改革事項について
 - ・ 地方自治法第180条第1項による町長の専決事項の見直しについては、今後の状況をみて判断することとした。
 - ・ 町民の意見の募集について
特には行わないこととした。
 - ・ 議会と町民の懇談会の開催について
継続して行うこととした。
 - ・ 議会改革推進条例の制定について
まずは議会基本条例の中身を充実させることとした。
 - ・ 議場での挨拶の取扱いについて
これまでどおりのやり方とした。

(23) 平成28年2月9日（第22回委員会）

- ア 会議規則等の確認について
会議規則等について確認を行った。
- イ 議会改革事項について
 - ・ 議員定数について
引き続き調査・研究を行うこととした。
 - ・ 予算常任委員会の設置について
予算常任委員会を設置することとし、3月定例会において委員会条例の改正を行うこととした。なお、決算については常任委員会化は行わないこととした。
 - ・ 議会基本条例の検証・遵守について

3月定例会において、海田町議会基本条例第26条第1項を次のように改めることとした。

改正前：議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

改正後：議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

- ・ 反問権について
引き続き調査・研究を行うこととした。

(24) 平成28年2月23日（第23回委員会）

海田町議会基本条例及び海田町議会委員会条例の改正案について

3月定例会に提出する海田町議会基本条例及び海田町議会委員会条例の改正案について確認した。

(25) 平成28年3月30日（第24回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 次回の議会報告会について

次回の報告会については、次のとおりとした。

- ・ 開催日は5月の平日とし、町民センターとひまわりプラザの2会場で行うこととした。
- ・ 報告内容は前回と同様とした。
- ・ 開始時刻及び常任委員会の報告内容については、委員長一任とした。

ウ 議会基本条例の見直しについて

議会基本条例の見直しについては、各委員に調査票を配布して行うこととした。

(26) 平成28年5月13日（第25回委員会）

ア 議会報告会・意見交換会について

- ・ 常任委員会の委員の紹介については、現行通りとした。

イ 60周年行事について

佐中議員提案の60周年記念行事については、5月18日（水）開催の全員協議会で取り扱うこととした。

(27) 平成28年6月27日（第26回委員会）

ア 議会報告会・意見交換会について

- ・ 開始時の号令について

開始時の起立の号令は行わないこととし、委員長の「ただ今から議会報告会・意見交換会を始めます」という発言により全員が起立することとした。

- ・ 執行部の出席について

執行部の出席は求めないこととした。

- ・ 周知チラシについて

周知チラシのカラー印刷については委員長一任とした。

イ 他団体との懇談会について

他団体との懇談会を実施することとし、詳細については、次回以降の委員会において協議することとした。

(28) 平成28年7月29日（第27回委員会）

ア 議会基本条例の検証について

次のとおり議会基本条例の検証を行った。

- ・ 第1条

議会報告会について、他の議会の成功事例を調査することとした。

- ・ 第2条第1号

各委員会の会議録については、第5条において規定しているとおりホームページで公開することとした。

- ・ 第2条第2号

議員の賛否を議会報告会で報告するかどうかについては、今後検討することとした。

- ・ 第2条第3号

（主な意見）議員個々の問題である。

- ・ 第2条第4号

本会議を中断して委員会等を開催する場合は、事務局から傍聴者に対して状況を説明することとした。また、開催のタイミングについても可能な限り傍聴者に配慮することとした。

- ・ 第3条第1号

（主な意見）各議員がこれまで以上に福祉の向上について目を向けるべきである。

イ 決算の認定について

決算の認定を、従来どおり12月定例会で行うのではなく、9月定

例会において行うこととしたべきであるとの意見が出され、次回の委員会で協議することとした。

ウ 他団体との懇談会について

他団体との懇談会の実施については、次回の委員会において協議することとした。

(29) 平成28年8月24日（第28回委員会）

ア 議会基本条例の検証について

次のとおり議会基本条例の検証を行った。

- ・ 第3条第2号

（主な意見）議員個々の活動において行っている。

- ・ 第3条第3号

（主な意見）各自資質の向上に努めるべきである。

- ・ 第3条第4号

（主な意見）執行部に対する威圧的な発言は慎むべきである。

- ・ 第4条

（主な意見）議長及び各委員長は会議の秩序を保つよう努めるべきである。また、各議員も自らの発言内容に注意するべきである。

イ 決算認定の時期について

決算の認定については、これまで12月定例会で行っていたが、今回から9月定例会で行うこととした。

ウ 予算委員会での補正予算の取扱いについて

補正予算については、今後全ての本会議において、その内容にかかわらず、予算委員会に付託し、審議することとした。

(30) 平成28年10月14日（第29回委員会）

ア 会議規則等の確認について

会議規則等について確認を行った。

イ 議会基本条例の検証について

次のとおり議会基本条例の検証を行った。

- ・ 第5条

委員会の開催日程については、ホームページに掲載する。本会議のインターネット中継については予算措置を視野に入れ、実施可能かどうか調査することとした。また、会議録作成システムについても改善が可能であるか調査することとした。

- ・ 第9条第4項

反問権については、後日改めて協議することとした。また、執行部が議員に対して質疑の趣意を確認する際は、質疑回数制限について考慮し、議長が適切に整理することとした。

ウ 議会報告会について

次のとおり議会報告会を開催することとした。

- ・開催日時 11月の平日19時から
- ・開催場所 町民センター及びひまわりプラザ

なお、報告会のチラシを町広報誌とともに配布することに加え、各議員が個別に配布することとした。

エ 他団体との懇談会について

他団体の意見を聞くため、懇談会を実施することとした。懇談を行う団体数は1団体とした。日程については委員長一任とした。

(31) 平成28年11月14日（第30回委員会）

ア 議会基本条例の検証について（第10条～第12条）

次のとおり議会基本条例の検証を行った。

・ 第12条

今回の委員会までに事務局が議決事件項目についての資料を作成し、再度協議することとした。

イ 議会報告会について

次のとおり議会報告会の内容を変更した。

- ・ 各常任委員会が行う町の執行事業に関する報告について、前回の議会報告会以降のものも記載することとした。また、内容については各委員長一任とした。
- ・ 新庁舎整備基本構想策定業務委託の予算の説明については、予算委員長が行うこととし、内容に対し、質疑を受けた場合には庁舎建設特別委員長等が答弁を行うこととした。
- ・ 後期計画の遅れについては、冒頭の議長あいさつの中で報告することとした。
- ・ 町執行部への要望に対する対応についての回答は、委員長の一任とし、議会報告会で報告することとした。

ウ 他団体との懇談会について

懇談会については、年内中に開催することとした。

(32) 平成28年11月28日（第31回委員会）

ア 他団体との意見交換について

海田町PTA連合会次との意見交換を開催することとした。

イ 議会報告会について

- ・ 町民から議会に対し要望があったものに対しては、所管する各委員会でとりまとめを行い、精査することとした。
- ・ 質疑応答については憶測を含めず、事実だけを述べるよう留意することとした。

(33) 平成29年1月13日（第32回委員会）

ア 議会報告会及びPTA連合会との意見交換会について

議会報告会及びPTA連合会との意見交換会について次のとおり意見があり、次期委員会で協議することとした。

- ・ 議会報告会の会場については、少人数で自治会等に出向き報告会を行う。
- ・ 議会報告会の開催時間については、地域性を考慮し、柔軟に対応する。
- ・ PTA連合会との意見交換会において提出された意見については、その後の対応をホームページ等で広報を行う。

イ 委員会調査報告書について

これまでの調査内容について、次回の定例会において報告を行うこととした。

4 主な改革事項

- 議会報告会・意見交換会の開催
- 議会広報紙における一般質問記事への議員の顔写真の掲載
- 各議員の政務活動費の支出内訳のホームページでの公開
- 予算委員会の常任委員会化
- 他団体との意見交換会の開催
- 決算の認定時期の変更

5 その他

本委員会では、議会改革、活性化等について調査・研究を実施し、一定の成果をあげてきたが、議会としてさらなる活性化、議会の充実を推し進める必要がある。